

## H24 . 1. 1~

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）が制定されました。

これに合わせて、除染等業務に従事する労働者に対する特別教育を行うことが「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号通達）で示されました。

ガイドラインは、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定された除染特別地域及び除染状況重点調査地域内で除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策として、被ばく測定線量管理の方法、被ばく低減措置、労働者に対する教育、健康管理措置など、除染等事業者が講じるべき対策についてまとめられたものです。

詳しくは厚生労働省ホームページ（除染電離則関係）をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yy2z.html>

なお、関係する労働者の方に対する特別教育を実施します。

特別教育については、

建設関係は 「建設業労働災害防止協会栃木県支部 TEL：028-639-3133」

建設関係以外は 「(社) 栃木県労働基準協会連合会 TEL：028-678-2771」

にお問い合わせください。